



県紋章



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

平成30年11月27日(火) 第9654号

目次

ページ

告示

○道路の区域変更(道路管理課)	2
○道路の供用開始(同)	2
○急傾斜地崩壊危険区域の指定(砂防課)	2
○一般証紙の証紙売りさばき人の指定の告示の一部改正(会計課)	3
○同	3
○同	3
○同	4

公告

○所在不分明通知(森林保全課)	4
○同	7
○土地改良事業の換地計画の決定に係る縦覧(農村整備課)	8

病院管理規程

○群馬県病院局財務規程の一部を改正する規程	10
-----------------------	----

■ 告 示

◎群馬県告示第320号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県館林土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年11月27日

群馬県知事 大澤 正 明

道路の種類	路線名	区 間	変更の前後別	敷地の幅員メートル	延長メートル
県道	矢島大泉線	邑楽郡明和町矢島826番の1地先から同郡同町同858番の1地先まで	前	-	-
			後	33.3～37.4	80.7
		邑楽郡明和町大佐貫101番の1地先から同郡同町矢島635番の3地先まで	前	11.7～47.6 4.9～15.1 15.9～21.3	556.6 647.7 38.7
			後	11.7～47.6	556.6

◎群馬県告示第321号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県沼田土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年11月27日

群馬県知事 大澤 正 明

道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
県道	沼田水上線	利根郡みなかみ町小仁田字乾田635番の1地先から同郡同町同字同617番の1地先まで	平成30年11月27日

◎群馬県告示第322号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定した。

平成30年11月27日

群馬県知事 大澤 正 明

明保野1地区急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる地番の土地に設置した標柱1号から5号までを順次結んだ線及び標柱5号と1号を結んだ線に囲まれた土地の区域

標柱を設置した土地の地番

標柱番号	郡市	町村	大字	字	地番
1	渋川市		渋川	折原	3667番1
2	同		同	同	同
3	同		同	同	同
4	同		同	同	同
5	同		同	同	同

この関係書類は、群馬県県土整備部砂防課及び群馬県渋川土木事務所において縦覧に供する。

◎群馬県告示第323号

一般証紙の証紙売りさばき人の指定の告示(平成3年群馬県告示第355号)の一部を次のように改正し、平成30年8月9日から適用する。

平成30年11月27日

群馬県知事 大澤 正 明

「セーブオン伊勢崎市役所店」を「ローソン伊勢崎市役所店」に改める。

◎群馬県告示第324号

一般証紙の証紙売りさばき人の指定の告示(平成3年群馬県告示第355号)の一部を次のように改正し、平成30年9月1日から適用する。

平成30年11月27日

群馬県知事 大澤 正 明

「株式会社セーブオン 前橋市鶴光路町14-2(セーブオン前橋亀里店)
前橋市農業協同組合 前橋市鶴光路町200-1(南部支所) を「前橋市農業協同組合 前橋市
株式会社セーブオン 前橋市新堀町48(セーブオン前橋南インター店)」
鶴光路町200-1(南部支所)」に改める。

◎群馬県告示第325号

一般証紙の証紙売りさばき人の指定の告示(平成3年群馬県告示第355号)の一部を次のように改正し、平成30年11月19日から適用する。

平成30年11月27日

群馬県知事 大澤 正 明

「邑楽館林農業協同組合 館林市赤生

「邑楽館林農業協同組合 館林市赤生田町2107-1（赤羽支所）」を 仲村株式会社 館林市羽附町字上志田町2107-1（赤羽支所）
柄1722-1（セブンイレブン館林羽附町店）」に改める。

◎群馬県告示第326号

一般証紙の証紙売りさばき人の指定の告示（平成3年群馬県告示第355号）の一部を次のように改正し、平成30年12月1日から施行する。

平成30年11月27日

群馬県知事 大澤 正 明

「株式会社斉藤商事 館林市栄町21-15（セブンイレブン館林栄町店）
越澤重男 館林市仲町9-32（越澤商店）」を「株式会社斉藤商事 館林市栄町21-15（セブンイレブン館林栄町店）」に改める。

■ 公 告

森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定について、その森林の所有者及びその森林に関し登記した権利を有する者に通知をしたところ、次の者の所在が不明なため、同法第189条の規定により、通知の内容を安中市役所に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。

平成30年11月27日

群馬県知事 大澤 正 明

1(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所及び登記済みの権利者

指定施業要件変更予定保安林の所在場所	登記済みの権利者	備考
安中市松井田町北野牧字板場18056の2、18056の8	峯岸波雄	
安中市松井田町北野牧字板場18065の1、18065の2、18066、字大萱18610の1、18610の3、18611の1、18611の5	上原弥吉	共有林
同	上原年雄	同
同	上原幸吉	同
同	上原郁久	同
同	佐藤正経	同
安中市松井田町北野牧字板場18065の1、108065の2、字大萱18610の1、18610の3、18611の1、18611の5	上原志洋	共有林
安中市松井田町北野牧字湯ノ本18575、18577の1、18577の2	小田島克明	
安中市松井田町北野牧字湯ノ本18586の2	高橋玉作	共有林

安中市松井田町北野牧字大萱18610の1、18610の3	高橋武太郎	共有林
同	佐藤庄五郎	同

(2) 指定の目的 水源の^{かん}涵養

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所及び登記済みの権利者

指定施業要件変更予定保安林の所在場所	登記済みの権利者	備考
安中市松井田町西野牧字千駄木16686、字小山平17030	小林伸治	共有林
同	半田トセ	同
安中市松井田町西野牧字丸山16987の1、字小山平17024の13	佐藤武士	字丸山16987の1は共有林
安中市松井田町西野牧字小山平17024の1、17028の1、17028の2、17030、字新林17040の1、17040の4	佐藤勉	共有林
安中市松井田町西野牧字小山平17028の1、17028の2	園部忠	共有林
同	佐藤さわ	同
同	佐藤源二	同
安中市松井田町西野牧字小山平17028の1、17028の2、字新林17040の1、17040の4、17041の4	佐藤兼男	字小山平17028の1、17028の2、字新林17040の1、17040の4は共有林
安中市松井田町西野牧字小山平17029の2	佐藤喜十郎	共有林
同	佐藤信男	同
安中市松井田町西野牧字小山平17030	佐藤しげ	共有林
同	佐藤豊子	同
安中市松井田町西野牧字小山平17030、字新林17039の1、17039の2、17040の1、17040の4	佐藤昭市	共有林
安中市松井田町西野牧字新林17032	佐藤亀夫	
安中市松井田町西野牧字新林17051の1、17051の2、17052の1	佐藤七五三助	

安中市松井田町北野牧字桜沢17435の1、17435の4	上原けい子	共有林
同	上原貴恵	同
同	上原恵美	同
同	上原正光	同
同	上原肇	同
安中市松井田町北野牧字柵平17473、字ツイヂ17522の2、 字板場18053の甲の3	上原郁久	
安中市松井田町北野牧字ツイヂ17518の乙	上原年雄	
安中市松井田町北野牧字フツソリ17765、17768、1777 2、字上ノ岩17832の甲	佐藤建蔵	
安中市松井田町北野牧字上ノ岩17821の2、17823の乙	上原弥吉	
安中市松井田町北野牧字上ノ岩17826の乙、17833の甲、1 7854の乙	佐藤正経	
安中市松井田町北野牧字上ノ岩17834の甲、17836、178 46の1から17846の3まで	半田由明	
安中市松井田町北野牧字上ノ岩17854の甲	小林一久	共有林
安中市松井田町北野牧字上ノ岩17856の1	長岡法子	
安中市松井田町北野牧字川原18041の甲	上原佐六	
安中市松井田町北野牧字板場18053の甲の2、18053の4	上原儀太郎	
安中市松井田町北野牧字板場18054の2、18054の4	和田チャウ子	

(2) 指定の目的 土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

3(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所及び登記済みの権利者

指定施業要件変更予定保安林の所在場所	登記済みの権利者	備考
安中市松井田町北野牧字フツソリ17752の3、17752の6	佐藤正経	
安中市松井田町北野牧字フツソリ17757の1	上原弥吉	
安中市松井田町北野牧字フツソリ17795の6	上原梅吉	

(2) 指定の目的 土砂の崩壊の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

「次のとおり」は、省略し、その関係書類を群馬県環境森林部森林保全課及び安中市役所に備え置いて縦覧に供する。

保安林指定施業要件変更予定告示 平成30年4月20日群馬県告示第127号

森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定について、その森林の所有者及びその森林に関し登記した権利を有する者に通知をしたところ、次の者の所在が不明なため、同法第189条の規定により、通知の内容を安中市役所に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。

平成30年11月27日

群馬県知事 大澤 正 明

1(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所及び登記済みの権利者

指定施業要件変更予定保安林の所在場所	登記済みの権利者	備考
安中市松井田町高梨子字柵坂347	小金沢鶴吉	
安中市松井田町高梨子字善性寺947の丙の1	岩井裕	
安中市松井田町高梨子字善性寺986甲、986乙	萩原留吉	
安中市松井田町上増田字芦ノ和田933	萩原安次郎	
安中市松井田町上増田字浅谷1399の1	黛幸夫	
安中市松井田町入山字川後岩1093の1から1093の4まで	佐藤由紀子	
安中市松井田町坂本字道全1768の23から1768の33まで	塚本弥一郎	
安中市松井田町坂本字道全1768の102	青森健二	共有林
同	青森正佳	同
同	青森大樹	同
同	青森房枝	同
安中市松井田町北野牧字板場18097	茂木金重	
安中市松井田町北野牧字クツヤシキ18260の4	佐藤彌平	
安中市松井田町北野牧字稲村越18482	佐藤勝平	

安中市松井田町北野牧字千ヶ淵18490の7	入牧土工森林組合	
-----------------------	----------	--

(2) 指定の目的 土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字道全1768の23から1768の33まで

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

2 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所及び登記済みの権利者

指定施業要件変更予定保安林の所在場所	登記済みの権利者	備考
安中市松井田町上増田字熊ノ谷1522	中山梅太	

(2) 指定の目的 土砂の崩壊の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

「次のとおり」は、省略し、その関係書類を群馬県環境森林部森林保全課及び安中市役所に備え置いて縦覧に供する。

保安林指定施業要件変更予定告示 平成30年4月13日群馬県告示第123号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4第1項において準用する同法第52条の2第1項の規定により次のとおり土地改良事業の換地計画を適当と決定したので、同法第96条の4第1項において準用する同法第52条の2第4項において読み替えて準用する同法第8条第6項の規定により公告し、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成30年11月27日

群馬県知事 大澤 正 明

- 1 土地改良事業の名称及び地区名 みなかみ町営前中原土地改良事業 前中原地区
- 2 事業主体 みなかみ町
- 3 縦覧に供する書類 換地計画書の写し

- 4 縦覧に供する期間 平成30年11月28日から同年12月26日まで
- 5 縦覧に供する場所 みなかみ町役場

■ 病院管理規程

群馬県病院局財務規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成三十年十一月二十七日

群馬県知事 大澤 正明

群馬県病院管理規程第七号

群馬県病院局財務規程の一部を改正する規程

群馬県病院局財務規程(平成十五年群馬県病院管理規程第五号)の一部を次のように改正する。

第百十六条第三項及び第四項を次のように改める。

3 競争入札に付する場合においては、予定価格を記載した文書を封印し、開札の際に開札場所に置かなければならない。ただし、次に掲げる入札については、当該入札を執行する前に予定価格を公表することができる。

一 不動産又は物品の売払いに係る一般競争入札

二 前号に掲げるもののほか、収入の原因となる入札で別に定めるもの

4 契約担当者又は入札執行者は、予定価格について外部に知られないために必要な注意をするとともに、これを他に漏らしてはならない。ただし、前項ただし書に定めるもののほか、収入の原因となる随意契約で別に定めるものに係る予定価格については当該随意契約の締結の前に、入札で契約事務の公正化等のため別に定めるものに係る予定価格については当該入札に係る契約の締結の後に、これを公表することができる。

第百二十一条の見出し中「還付」を「還付等」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、落札者の入札保証金は、落札者の申出により契約保証金に充当することができる。

第百二十四条の見出し中「還付」を「還付等」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、契約保証金は、契約の相手方の申出により契約金に充当することができる。

附 則

この規程は、平成三十年十二月一日から施行する。

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111
